

# スクーリングの受講に際して利用できる制度

## (1) 通学定期の利用 (通学証明書の発行)

通信教育部生は、学生証を提示するだけでは通学定期券は購入できません。本学発行の「通学証明書」が必要となります。通学定期券を購入するための「通学証明書」は、事前に本学を通じて近畿圏の各交通機関へ申請し、購入を承認された方に対してのみ発行されます。(通学定期券を購入するために必要な「通学証明書」の発行を希望する場合は、以下を熟読の上、手続きしてください。)

### 《通学定期利用の申請について》

通信教育は、本来通学を必要としない自宅での学習形態を基本としている為、通常通学定期は利用できません。しかしながら一定期間集中して通学が必要となるスクーリング受講時の受講期間に限り、本学より近畿圏の各交通機関へ事前一括申請して承認を受けることによって通学定期の利用が認められています。スクーリングにおいて通学定期の利用を希望する学生は、下記の事項を熟読の上、巻末の『通学定期利用申請書』を所定の期日までに通学定期係まで提出してください。(ただし定期券は1ヶ月単位で発行されます。1ヶ月の間の実質の通学日数が少ない場合やまた利用する電鉄の乗車区間や運賃によって実費の方が経済的に安価となる場合においては交通機関への申請は認められません。)

### 【通学定期申請の注意事項】

- ①近畿圏の各交通機関への一括申請となるため提出期限を過ぎた場合は一切受付できません。申請書に基づき各交通機関ごとに申請します。申請及び審査には3～4週間を要し、承認を得た方のみ本学より「通学証明書」を発行します。したがって各交通機関への申請後の変更についても一切受付できません。
- ②購入した定期券(鉄道)の有効期間は通常、使用開始日より1ヶ月ですが、通学定期券を利用できる期間は各自のスクーリング受講期間に限られます。1ヶ月以内に各自のスクーリング受講期間が終了した場合、使用資格喪失のためスクーリング受講期間終了日の翌日から定期券有効期間の満了日までの間において通学定期券を使用することは認められません。万が一使用された場合は不正使用となり各交通機関の約款に基づき処罰の対象となる他、本学での発行についても以降停止といたします。
- ③申請可能な区間は、自宅または宿泊先の最寄り駅から本学最寄り駅までの最短区間に限ります。申請には必ず最寄り駅を記入すること。申請後の住所変更はできません。  
大阪芸術大学短期大学部への最寄り駅 **近鉄南大阪線「矢田」駅**  
※本学最寄り駅までの交通アクセスについては、P.22～23を参照してください。
- ④申請条件を満たした上で本学より各交通機関へ申請した場合でも、各交通機関にて審査の結果、承認されない場合もあります。

### 【申請条件】

- ①前項【通学定期申請の注意事項】①～④を熟読・了承した正科生である。(各交通機関の規程により科目等履修生・特修生は申請できません)
- ②自宅または宿泊先より本学への通学が可能である。
- ③夏期もしくは春期スクーリングを受講する。(週末・学外スクーリング及び冬期スクーリングについては日数不足により各交通機関への申請はできません)
- ④開講期間中、1ヶ月における受講日数の合計が、おおむね10日を超えている。(10日に満たない場合でも次の条件⑤に該当する場合は申請を一旦受理し、各交通機関の審査となります。)
- ⑤定期券を利用した方が安価である。
- ⑥上記①～⑤の申請条件が1つでも満たされていない場合には申請を受付せず、別途通知又は電話にて連絡いたします。

### 【申請書類の記入について】

前項の申請条件を満たしている方で通学定期の利用を希望する学生は、巻末の『通学定期利用申請書』を用い、必要事項を正確に記入の上、所定の期日までに通学定期係まで提出してください。

なお提出された申請書に基づき近畿圏の各交通機関への一括申請となるため各交通機関への申請後の変更については一切受付できません。交通経路や運賃に関する事は申請する前に各自でインターネット（例えばYahoo! JAPANのYahoo! 路線情報）等で調べるか、又は通信教育部事務室通学定期係までお問い合わせください。

『通学定期利用申請書』〔受講の時期や日程別に用紙が異なるので注意〕の記入については、後述の記入例を参考に表裏とも正確に記入し、各開講期（日程）の提出期日までに通学定期係まで提出してください。

通学定期利用申請書の提出者は、前頁【通学定期申請の注意事項】①～④を熟読・了承されたものとみなします。

### 【提出期間】

\* 夏期スクーリング ⇒ 6月1日～6月10日〔必着〕

\* 春期スクーリング ⇒ 12月1日～12月10日〔必着〕

### 【提出（送付）先】

『通学定期利用申請書』を第1種郵便にて所定の期日までに下記宛で送付してください。  
（通学定期利用申請書は第4種郵便の適用外です。）返信用¥84切手を同封してください。

〒546-0023

大阪府大阪市東住吉区矢田2-14-19

大阪芸術大学短期大学部 通信教育部 通学定期係 行

### 【通学定期利用の承認（通学証明書の交付）について】

各交通機関への申請後、審査を経て、承認された方へは通学定期券購入のための『通学証明書』を本学より交付します。審査の結果、承認されなかった方へは別途通知又は電話にて連絡いたします。

\* 夏期スクーリング・・・承認者各自の受講開始日よりおおよそ7日前までに自宅へ郵送

\* 春期スクーリング・・・承認者各自の受講開始日よりおおよそ7日前までに自宅へ郵送